

大気汚染防止法 指定物質抑制基準の概要

- 1 既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む。)
- 2 指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量の許容限度とする。
- 3 コークス炉に係るベンゼンの量は、装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量とする。
- 4 貯蔵タンクに係るベンゼンの量は、ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量とする。

ベンゼン(濃度が60質量%以上に限る)

単位: mg/m³_N

指定施設	施設要件		新設基準	既設基準
ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	送風機的能力: 1000m ³ /h 以上 溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量 1000m ³ _N 以上 3000m ³ _N 未満	100	200
		排出ガス量 3000m ³ _N 以上	50	100
コークス炉	原料の処理能力: 20t/day 以上 (既設基準: 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く)		100	100
ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設	常圧蒸留施設を除く 溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの 排出ガス量 1000m ³ _N 以上		100	200
ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設	密閉式のものを除く 排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く		50	100
ベンゼンの貯蔵タンク	容量 新設: 500KL 以上 既設: 1000KL 以上 浮屋根式、内部浮屋根式を除く		600	1500
ベンゼンを原料として使用する反応施設	ベンゼンの処理能力が 1t/h 以上 密閉式のものを除く 排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	排出ガス量 1000m ³ _N 以上 3000m ³ _N 未満	100	200
		排出ガス量 3000m ³ _N 以上	50	100

トリクロロエチレン

単位：mg/m³_N

指定施設	施設要件	既設基準	新設基準
トリクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設	送風機的能力 1000m ³ /h 以上 溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの	500	300
トリクロロエチレンの混合施設	混合槽の容量 5KL 以上 密閉式のものを除く トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの	500	300
トリクロロエチレンの精製又は回収の用に供する蒸留施設	密閉式のものを除く トリクロロエチレンの精製の用に供するもの 原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの	300	150
トリクロロエチレンによる洗浄施設	トリクロロエチレンが空気に接する面の面積が 3m ² 以上 トリクロロエチレンにより洗浄するもの	500	300

テトラクロロエチレン

単位：mg/m³_N

指定施設	施設要件	既設基準	新設基準
テトラクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設	送風機的能力 1000m ³ /h 以上 溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの	500	300
テトラクロロエチレンの混合施設	混合槽の容量 5KL 以上 密閉式のものを除く テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの	500	300
テトラクロロエチレンの精製又は回収の用に供する蒸留施設	密閉式のものを除く テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの 原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの	300	150
テトラクロロエチレンによる洗浄施設	次号を除く テトラクロロエチレンが空気に接する面の面積が 3m ² 以上 テトラクロロエチレンにより洗浄するもの	500	300
テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力 30Kg/1回 以上 密閉式のものを除く	500	300